

第七十一回 参議院農林水産委員会會議録第十四号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)

午前十時二十五分開会

委員の異動

六月十六日

村田 秀三君

六月十八日

堀出 啓典君

六月十九日

藤原 房雄君

出席者は左のとおり。

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

委員 堀本 又三君

理事 堀本 又三君

政府委員

農林政務次官 鈴木 省吾君

農林大臣官房長 三善 信二君

農林省農林経済局長 内村 良英君

事務局側 常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員 食糧庁総務部長 森 整治君

本日の會議に付した案件

○農業近代化資金助成法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合貯金保險法案(内閣提出、衆議院送付)

○農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀井善彰君) たいだいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十六日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として小野明君が、また、同十八日、堀出啓典君が委員を辞任され、その補欠として山田徹一君が、また、本日、藤原房雄君が委員を辞任され、その補欠として沢田実君がそれぞれ選任されました。

○委員長(亀井善彰君) 農業近代化資金助成法及び農業信用保証保險法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保險法案、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○工藤良平君 最初に、これは委員長にお願いをいたしたいと思うのでありますが、本日は麦価の問題について審議会が開催をされておるようでございますが、私もいたしたくも、この問題については、重大な関心がございますので、米審提出資料を本委員会に提出していただきたい。私は、それに基づいて、後ほど大臣が参りましてから若干の質問をいたしたいと思っておりますので、その点に対するお取り扱いをまずお願いをいたしたいと思っております。

○委員長(亀井善彰君) 御意見のように、早急に資料提出を求めまして御配付をすることにいたします。

○工藤良平君 それでは、大臣が参っておりますので、非常に残念でございますけれども、大臣が参りますまで基本的な問題についてお伺いをいたしたいと思っております。

すでに各委員の質疑の中で十分に論議が尽くされていると思っております。私は農林金融政策の全体の問題についていろいろとお聞きをしてまいりたいと思っております。すでに十分御承知のとおり、農林漁業金融制度が制定をされまして、中金法においては五十年の期限が切れるというような状態でございますし、さらに公庫資金の制度につきましても、二十年という歳月が流れてまいりました。その間に、農業の部面に果たした役割りというものは、きわめて大きかったと私も判断をいたしておるわけであります。しかしながら、従来日本農業では、比較的あまり資本を必要としなない農業というものが行なわれてきたのではないかと私は判断をいたしているわけであります。もちろんそれは、米を中心とした農業であり、米が一定の価格で——もちろんこれは十分ではありませんけれども、

でも、一定の価格で保証され、国が全量を買入れるという大きな流れの中でそうした農業というものが組み立てられてきたと思っております。しかし、ここ農業の様相は一変をしましてまいりました。飛躍的な変化を遂げております。このような変化の中で、今回の一連の改正というものが、日本農業の現実に照らして、一体何にこたえようとするのか。私は、ここで農林金融政策の基本という問題について考えてみる必要があるかと、このように思っております。もちろん改正案の提案の趣旨の中にも、そのことはうたわれておりますけれども、まず冒頭に、その点についての考え方を

お聞きをいたしたいと思っております。

○政府委員(内村良英君) 今般の改正につきましては、ただいま先生から、農業金融の歴史的に振りかえつての御示唆があり、系統金融と制度金融というものの二つが、農業金融の本流としてあるというお話があったわけでございます。今般の改正は、主として農協系統金融の問題について改正をしているわけでございます。そこで、今般の改正が行なわれることにつきまして、農政審議会の金融部会で、過去一年以上の歳月を費やしまして、いろいろな議論があったわけでございます。そこで、どういふ議論があったかということでございますが、まず第一に、農協系統金融は、その性格上、本来農業者のためにあるという原点上立って、農業者が円滑に資金融通がなされるようにすることはもちろん、社会的に見ても、系統金融が、有効かつ効果的に活用されるようにすることが肝要であるという観点に立ちまして、こういう認識から、このための系統金融をめぐる諸制度のあり方について、いろいろな検討が行なわれたわけでございます。特に、それでは、どういふ点が問題になったかということでございますが、まず第一に、最近農業経営の規模の大型化というものが起こっております。これは、個別経営が大型化

していく、もちろん、農地の流動性がなかなかうまく進まないというようなことから、必ずしも当初予定したように円滑には進んではおられませんけれども、やはり大規模経営というものがあらわれたい。それは個別経営が大きくなっていくものと、さらに、集団的生産組織とわれわれは言っているわけでございますが、そういった協業形態まではいかなくても、作業の共同化等を通じて集約化していくというようなことで、規模が大きくなっていく、というようなものが、現実の問題として日本農業の中にあられてきている。そういうものに系統金融はいかに対応するかというのが第一の問題でございます。

それから第二の問題は、最近の日本経済のいろんな動向によりまして、農業を取り巻く問題として、農外要因の拡大という問題があるわけでございます。端的には、市街化がどんどん進むことによりまして、農家が土地を放していき、その結果、その土地代金が農協に集まってくる。これは主として都市近郊農村の問題でございますが、そういう問題、あるいは兼業所得がふえていくというようなことで、そういった農外要因の拡大に対応するには、一体どうしたらいいかという問題が第二の問題として出てきたわけでございます。

それから第三の問題といたしまして、一般経済の変化に伴い、きびしく要請されている系統金融の経営体制の合理化の問題、これは、単協の資金コストというものは相互銀行あるいは信用組合等に比べて安いわけでございますが、系統三段階制をとっている関係上、信連あるいは中金のコストになりますと、必ずしも他の金融機関に比べてコストが安いというわけでもございませんので、そういう系統の組織体の中で、一体金融としての合理化をどう進めていくか、すなわち具体的には、なるべく金利を下げて、安い金を農業のほうに貸すということのためには、やはり系統金融の合理化ということが必要になってくるわけでございまして、それを、どうやってそれに対応していく

か。それから、さらに、最近の経済が非常に複雑化し、多様化してくるにつれて、組合員の要求というものも多様化してくる、そういった問題にどういうふうに対応するかという問題。あるいは最近の農村地域の環境の整備のおくれというものは是正するために、農林省といたしまして、産業基盤の整備とあわせて、環境整備というふうなことも取り上げて取り組んでいこうという姿勢になっていくわけでございますが、そういったわが国の農村の現状に合わせて金融はどういうふうに対応していくかというような点につきまして、いろいろ検討いたしました結果、ただいま御提案申し上げているような金融関係の法律の改正という法案が提案されているわけでございます。

○工藤良平君 いま説明にありました事項は、先ほどお話がありましたように、農政審議会の答申に基づいた主要な改正点であることは十分承知できるわけであります。私は、ここで日本農業の現実というものを踏まえながら、ここで基本的な問題について、先般も、私、大臣と二時間余りにわたりました、この問題で論争いたしましたが、たけれども、その現実を踏まえて、それが最も有効的に、やはり農林金融というものが活用されるということであればならぬと思っております。そこで、今日までの日本農業というものを考えてみると、もろもろの変化がございます。これは長期十カ年の見通しを立ててみたり、あるいはそれぞれ作目別のいろいろな振興計画もはかっています。また、具体的な進められたい問題も提案をしております。しかし、従来のような日本農業が日本の国内だけの問題に閉じこもっているという状況には、もちろん私も、それを全面的に肯定するわけではありませぬけれども、日本の農業というものが、やはり外に向かって強い力を持つということ、は、きわめて重要な問題だと思っております。が、しかし、いまこそ私は、日本農業というものがそういう国際情勢の変化に即した抜本的な対応策というものを迫られているときはない、このよ

うに思うわけであります。そういう意味から、これはかつて東畑会長を中心いたしました農業問題懇談会の提言にもあるわけでありますけれども、そういう問題を私つぶさに検討してみますと、一時期、日本は食糧の過剰時代、四十二、三年ごろ米の過剰時代に入ったと同時に、全体的に何か食糧が過剰時代に入ったような錯覚におちいついていたのではないかと、そういうことが全体的に日本の農業を衰退に追い込み、非常に自給率を低下させるといふ状態が生じたのではないかと、私はそのように思っているわけであります。そういう意味から、現代社会における、特に国際的な食糧事情というものが危機的な様相を帯びている。そういうような状態の中において、日本農業の果たすべき役割というものは新たな観点から考え直されなければならぬ時期に立ち至ったのではないかと、このように思っております。けれども、そういう国際的な視野における日本の農業の役割というものを、その中における日本の農業の位置づけ、さらにそれに対する対応策、こういうものがやはり根本的にここで考え直される必要があるのではないかと、たいへんこれは抽象的な問題ですけれども、お聞きをいたしたいと思っております。

○政府委員(内村良英君) やや非常に大きな政策的なもの前提となる考え方の問題で、私から御答弁することが適当な問題かどうかわかりませんが、御答弁も、御答弁申し上げたいと思っております。ただいま日本農業が、米の生産調整が始まったところから自給率もどんどん下がるという状況で、農業自身が不振になっているんじゃないかと、一方、そういう日本農業がやや不振で自給率もどんどん低下している中において、国際的な食糧危機の問題が起きている。そういう中において、日本農業のあり方というものをどう考えていくのか、これは今後の金融政策等を考えます場合におきましても、私も十分その点は考えなければならぬ問題でございます。

そこで、まず第一に、自給率がどんどん下がってきた、日本農業が非常に不振と申しますか、農業活動が低下している。農民も生産意欲を失っているのではないかと、そういうことがよく言われております。で、私はやはりその一つの背景には、過去十年における日本経済の高度成長というものがあるのではないかと。たとえば、いまきょう米価審議会で麦の問題をやっているわけでございますが、麦の生産等を考えました場合に、確かに農業的な立場で考えますと、冬場に全然圃場が利用されてない。国民経済的に見れば資源的に非常にむだがある。これは農業関係者としてはだれでも考えることでございます。しかも、自給率はどんどん下がっている、これでもいいのかと。それじゃ麦をつくれということを申ししても、たとえば昭和二十年代、終戦直後の食糧危機から朝鮮戦争にかけての時代に、農林省は何回か食糧増産運動をやったわけでございますけれども、あの時代にはやはり行政が音頭をとって増産しようということをやれば、農民もついてきたということであつたわけでございます。最近の、このように農外要因が強い時代におきましては、ただ単に増産運動をやってみても、物的増産はできないということではもうはつきりしているわけでござい

ます。そこで、やはり今後日本農業のそういう自給率を高めるといふことの場合には、やはり単に農民の生産意欲の振興ということだけではなしに、農業構造の改善というものを通じて、農業経営の近代化、合理化をはかって、同時に、物的生産を上げていかなきゃならぬというふうなふうに考えるべきではないかと思っております。それから一方、最近の国際的な食糧危機の問題でございますが、これはまあ、こういう状況が、今後ずっと続くであろうかどうかという点につきましては、その判断をするのに私は、やや時期尚早と申しますか、まだかなりはつきりしない要素があるのではないかと。で、FAOの長期見通しによりますと、一九八〇年に肉類、それ

から牛乳は足りなくなる、しかし、その他の農産物は余るという長期計画を出しております。そこで、去年あたりから穀物の非常に需給が詰まってきたりまして、先般もここで議論ございましたけれども、六月の十三日に、ニコソン・アメリカ大統領が、アメリカの場合については農産物の輸出制限やるといふようなことも放送したというふうな事態になつておられます。確かに穀物の需給は、去年世界的に異常な状態であつたということ、それからさらに共産圏が農業政策の失敗から、中国、ソ連が世界市場から相当量の穀物の買い付けを行なつた。それからさらに開発途上国が相当の買い付けを行なつたという事で、かなり穀物の面につきましては供給が詰まつたわけでございます。この傾向はことしも続いておりました、ことしに去年と同じような天候状態といふことになれば、かなり問題は深刻になるかと思つておられます。従来やつておりました作付制限を解除いたしまして、一割から一割五分ぐらい面積がふえておられる。それからソ連も、ことしは、そう悪くないらしいというふうな明るい面もございまして、一方、西アフリカの干ばつ問題、それからアメリカのミシシッピー川の洪水が五月に

あつたといふような悪い条件、それからさらに、これは大豆の需給に非常に影響があるわけでございますが、ペルーのアンチボー（カタクチイワシ）がとれない。これはえさに非常に関係がございまして、そういう悪い要素もございまして、いづれにいたしましても、この段階で短期の見通しあるいは長期の見通しについて、右か左かということをお断するのにはやや時期尚早の段階ではないか。

ただ昨年、一昨年までは、どの国も相当食糧のストックを持っておりまして、特に昨年、開発途上国等におきましては、ストックを食つてしまつたといふようなこともございまして、あと一、二年はかりにことし平年作でありまして、開発途上国等がストックを補充するための

買い入れを行なうといふようなこともございまして、穀物の価格が下がるといふことは当面ないんではないかといふことでもございまして、いづれにいたしましても、ことしの作によつてかなり問題は違つてくるといふふうにお断しておきます。

○工藤良平君　いまお話がありました、特に、日本の農業が、国際競争力を備へたローコストによる基幹的食糧の自給体制の確立をはかつていかなければならない。それと同時に、さつきお話がありましたように、生活環境が非常に悪くなつておられる。そういう点についても整備をしなければならぬといふことが、確かに本年度、四十八年度予算案の中にもそのことが盛り込まれておられる。私も十分に承知をしておりますが、したがつて、当面する現在のこの政府の農政といふものが、適地に農業者の創意に満ちた高効率農業の育成をはかる、そして農業者の生産と生活の場である農村に高福祉社会を建設する、言いかえるならば、そういう形の総合的な農政を確立するのだと、このように言われておられるわけでありまして、確かに私も米一本の時代から農業が多様化してきた、そういう点について創意に満ちた農業といふものを、つくり出していかねばならぬといふことは理解ができておられるのであります。それがやはり消費者のこの消費傾向が多様化してきたといふことにこたえていく農政の道だとも思つておられますけれども、しかし、今日まで農業においで農基法制定以来の農政の歩みというものを私たちが見てきたときに、当時やはり農工商の所得の均衡をはかるということが最大の基本法——農政の眼目であつたと思つておられますけれども、しかし農業そのものは多様化は進んでまいりました。非常に資本を必要とするといふ農業に変わりました。経済合理性を導入するといふことがかなり徹底をしてきたといふことも私もその点については認めるわけでありまして、もちろん高度経済社会の中で農業だけが別ワクであつていいといふことも——私はそれを全面的に否定をするわけではございません。経済合理性を追求するといふことも

当然あつていいと、そうでなければならぬと思つておられる。しかしながら、現在の農業の実態といふものを見ると、これだけ進んだ高度経済社会の中で、やはり依然として豊かさの中の貧困と言われるような農業の実態といふものを、私たちがその現実を無視するわけにはいかない、このように私は思つておられます。

そこで、これは大臣にも基本的な問題でありまして、お聞きをしておきたいと思つておられますけれども、農業といふものが非常に努力をされて、経済合理性を徹底的に追求をしていく。しかしながら、農業といふものが生産の偏重、あるいは豊作貧乏、出かせぎの増大をつくり出して、農業の自然の、あるいは経済的、社会的制約による不利といふものは、どこかでやはり補正をしていかなければならないといふことは、これは農業の宿命だ。どんなに努力してみても、どうしても及ばない点があるといふことは、私もやはりその原則を認めながら、それに対する対応策といふものが当然必要になつてくるわけでありまして、そういう農政、それに伴つたやはり金融政策といふものも当然出されてこなければならぬといふこと、このように思つておられます。これは後ほどまた議論を進めていきます。一つの大きな基本の問題として——大臣に対しましては、この農業の不利の補正といふことについて基本的な点についてお考えになつておられるか。これは特にお金の金融政策における融資のワキ、あるいは期間、金利、こういう問題から推して見ても、それが他の関係との調整の中でいふことがよく言われます。私には、この点を基本的な点に進める前段としてお聞きをしておきたいと思つておられます。

○國務大臣(櫻内義雄君)　ただいま工藤委員の御指摘になつた点は、まさに現在、農政上の当面しておられる問題でもあり、またわれわれのとつておられる方針でもある次第でございます。したがつて、第一には、これからの農業をやつていく上の生産基盤をどうするか、あるいは構造改善事業をどうするか、あるいは価格安定対策を

どうするか、あるいは流通面についてどういふふうをしていくかといふものも問題がございまして、それらの点については、逐次、本委員会においても御説明を申し上げてまいらうと思つておられます。

今回金融四法をお願いしておりますが、金融もまた、これからの農政の中の大きな柱でなくてはならないのでございます。従来とられてまいりました諸措置を考へてみますと、この際、見直す必要もあるんではないかといふことが、このたびの四法の中に盛り込まれておられるわけでございますが、貸し出し条件の緩和であるとか、金利の低下であるとか、あるいはそれぞれの系統金融機関のこれからの時代に即応するような改善であるとかいふことをお願いをしておられるわけでございます。そして終局的には、ただいまお話もございまして、農業者の、能率のよい、環境のよい農業、農村を目標としていきたい、このよう基本的な姿勢を

○工藤良平君　そこでもう一つ、私大臣にこの点についてお伺いをしたいと思つておられますが、大臣は基本的にこの農業の、先ほど私が申し上げましたように、自然的、経済的、社会的制約による不利の補正はしなければならぬといふことはお認めになると思つておられます。その場合に、特にこの農業の不利の補正を必要とする部分は一体どこなのか、最も重点を置かなければならないこととはどこなのかといふこと、この点についてはどうでしょうか。生産、流通、価格、あるいは加工と、こういう部分をとらえた場合に、特に農業の不利の補正を必要とする部分はどこなのか。どこに重点を置かなければ農業の不利を補正することができないのか、その点についてはどうでございますか。

きやならないと思ひますが、特に御質問にお答えして、重点がどこにあるかと——私はその差はないと思うんですが、しかし重点は、といわれれば、やはり第一に生産だと思ふんです。だから、その生産意欲というものが減退しておつてはならないのであつて、そういう点から考えますならば、価格とか流通とか加工とかいうようなものも、その生産意欲を向上してやらう。生産を大いにやつてもらう上に寄与するものではないかと思ふのであります。しかし私としては、そう甲乙はつけない。総合的な施策が必要ではないかと、このように見ております。

○工藤良平君 まあ大臣の時間もありませんから、この金融問題一応ちょっと横に置きます。これは本題ではございませんけれども、麦の問題について——これいま資料をいただきました。これはまた機会を改めてゆつくりやりたいと思ひますが、きょう米価審議会が麦価の問題について招集をされておるようでありまして、大臣に基本的な点、ごく一、二点だけお聞きをいたしたいと思ふわけであります。

先ほど冒頭に、私は国際的な食糧危機の中における日本の農業の役割りというものについてお聞きをいたしまして、局長から御答弁があつたのでありますけれども、麦の生産見込みの問題についてお聞きをいたしたいと思ふのでありますけれども、これは昨年の暮れ出された五十七年における長期見通しによりますと、日本の麦の需要につきましては大体八百万トン程度を必要とする。その際における三麦合計における日本の生産見込みというものが百五十三万トンという見込みが立てられておるのでありますけれども、これが本年度予測によりましてかなり落ち込んだ状態の中で生産の見込みが出ておるようでありまして、けれども、この点について大臣はどのように御理解をなさっているわけでありませうか。きわめて極端に落ち込んだ具体的な原因ですね、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(櫻内義雄君) 本年度とい

うよりも四十七年でございますね。四十七年の作柄の状況を考えますと、第一に作付面積が非常に落ち込んでおると、二十三万五千ヘクタールということになっておるわけでございまして、これは、私も予想外と申しましたよ。非常に作付減少ということを憂へたしておるわけでございまして、これは麦作規模の零細性による低収益性、これが第一だと思ひます。それから、兼業農家の増大あるいは麦作と前後作との作期の重複等によるというようなことが、一応原因として考えられるわけでございまして、しかし、小麦やビール大麦等に対する国内産麦に対する需要は強いのでございまして、そういうことで、農林省といたしましては、関東、九州あるいは北海道においての生産の増強を考え、専門的な農業者を中核としての農業作業の自由委託等を行なうなどいたしまして、集团的生産組織あるいは機械施設の共同利用組織等の育成につとめてまいつてきておるわけでございまして、まあ何と申しても、麦作の機械化などを推進して、生産の高い麦作の実現、生産の確保をはかる努力はいたしてまいつておる。でございますが、近年の大幅な減少ということにつきましては非常に憂慮をいたしてございまして、いま申し上げたような方途をさらに強化をいたしまして、麦作の振興をはからなければならぬと、このように見ておるようなわけでございまして。

○工藤良平君 今日まで麦の対策につきまして、いろいろとそれなりに努力をしてきたということも私は承知をしてるわけでありますけれども、それにもかかわらず、年々減少しております。たいへんな事態に落ち込んでおると私は見ておるのであります。食糧庁としては、本年度国内産の買入れの見込みですね、当初予算の編成当時と、現実一体どれだけ買えるだろうか、こういう収獲高を予測しながら、現在の見通しについてどのように判断をなさっているわけでございませうか。

○説明員(森登治君) 当初の買入れの見込みが

約五十万トンでございますけれども、今回の作柄等から考えまして、三麦合わせまして十九万——約二十万トン程度の買入れを予定しております。

○工藤良平君 当初五十万トンの買入れが二十万トン。しかも三十年代では三百万トンありました。それが四十年代に入つて二百万トン、それが一挙に四十六年九十四万トン、実はこういうような状態に落ち込んでしまったということ。これは全体的な農業に対するさつき議論しましたように、生産意欲の減退ということ、もちろんそれが大きな原因でありましようけれども、一体このままでいいのかどうかということですね。五十七年の見込みでさえも三十二万九千ヘクタール、百五十三万トン。自給率にして大体一三%、現在よりもまだ落ちるけれども、一三%を確保していかうという目標を掲げているにもかかわらず、このような状態が目録達成というものが一体可能なのか。全くもう計画を出したとたん半分以上の状態ということ。私はこれはたいへん憂慮すべき事態だと思ふのですが、これは抜本的な対策というものは出てきませんか。やつてもだめでしょうか。

○國務大臣(櫻内義雄君) 現在までの趨勢、それから、その趨勢から今後を見通して行く場合に、工藤委員のおっしゃるような憂慮すべき見通し、これは率直に申し上げて出ると思ふんであります。よくそういうことで、麦はこれで安楽死かというふうなことを私に、やゆを加えての御質問される方もございまして。ただ、私は、いまの農業の実態からの麦というものが、どういう位置にあるのか、私ながらに考えてみますと、昔、よく稲と麦との関連で麦作、麦作ということがいわれ、われわれ農業に関心のない者も稲のあとには麦と、こういう観念でまいつたのであります。しかし、それが、このごろ稲作の時期が早まっておるかげんによつて、麦作のほうにも影響が出ておる事実を認めますが、それはそういう実情をかまえての指導とか、あるいは努力とかいふものに欠けておるのではないかと素朴に見るわけでござい

ます。また、その資力維持の上におきましても、麦作の麦作というものは考える必要があるし、あるいはいわゆる輪作の上における効果というものもあるんでありますから、そういうことをもう一度よく初歩的な大事な点というものを念頭に置いて見直す必要があるのではないかと。そうして、先ほど申し上げたように、何と申しても経営規模というものを大きくする、そして機械化をする。そのことが麦作増進の上に非常に役立つということ、これはだれでもわかつておることでございます。それから、そういうことを勧奨しながら、今後の麦作につとめる必要があるのではないかと。そして、これも先ほど申し上げましたように、国内における小麦、ビール大麦に対する需要というものを考えますと、非常にこれは需要が強いのであります。でありますから、いま申し上げたような、いろいろな措置ともにもまた価格対策も考える、あるいはその他の奨励策というものがあればこれもよく検討してやつていきたいと思います。ただいま農林省の立てておる見通しはいまの状況と問題ならぬじやないか、それはそのまま受けとめてまいりますけれども、私も、私どもとしてはいま申し上げたようなことをして、そして、現に立てておる目標達成のために努力する必要性というものが現に日本農業の中にある。こういう私としての認識、農林省としての対応のしかたであるということをお察し解いたしまして、あまり悲観をせずに行きたい、こう思ひます。

○工藤良平君 歯切れの悪い答弁ですけども、私は、麦というものが、ただ単に、主食として使われる場合と、それ以外の食糧として使われる場合と、さらにやはり重要なことは飼料が非常に逼迫してきておる。しかも、よごれた飼料ということの問題になってきておる。そういうような状態の中から、私は、新たな観点から、この麦に対する抜本的な対策というものが必要だと思つておるわけですね。特に、生産体制について基盤の整備が進み、機械化一環体系というものによつて徹底的

な省力化というものはかる。そのことによつてかなりの部分を私は生産をふやすことができるのではないかと気がいたします。もちろん、それにはかなりの手助けというものが必要だと思つたのです。その手助けは何かということですね。もちろんそれは価格に対する徹底的な緊急の対策が必要であります。それと同時に、たとえば、いまビール麦のお話がありましたけれども、それじゃビール麦の研究は一体どこでやっているのか大臣御存じですか。ビール麦が必要だ、熟期をいまから十日ないし二週間早めることによつて、もっとビール麦の普及ができるだろうということが予測をされているわけです。短稈種に切りかえることによつて、その品種の改良ができることによつてさらに普及するだろうということがいわれている。しかし、このビール麦の研究を一体どこでやっていますか。大臣御承知ですか。

○國務大臣(櫻内義雄君) これは、先ほど私御答弁の中で現在小麦、大麦が減産しておる事情の中で触れたところでございますが、時期的に重複をするというようなことが問題である。これは工藤委員が御指摘のように、それこそわれわれの英知をもつてそういう点は解決をすべきものだと思うのであります。その点から農業試験場において鋭意努力をするということは、これはもう当然のことでございます。開発をすべきものだと思つて、現在ビール大麦についての研究については、大体国内の二カ所で行つておるといふことでございます。

○工藤良平君 大臣、ビール麦の試験については農林省直轄ではやらないようであります。栃木県の南河内の分場、そこで何人かの人たちが細々とやっています。しかしその人たちはきつめて精力的に、いま言うように熟期を早めることによつて、短稈にするこゝによつて、機械化を導入することによつて何とかして国内で生産を高めたいという努力をされているわけです。

私は、基盤整備が進み、機械化一環体系が進む過程の中で、やっぱりそういうものを、若干の国

の助成なり、あるいは価格による誘導によつて、この際一気に麦に対する認識というものを改めていかなければ、日本の食糧というものは、米がこういうような状態になつたからといって、現実ですでにいま米さえも足りないという状態が起つてこようとしていくわけでありまして、ここに農民のいまの農林行政に対する信頼というものが起つてまいりませんか。私はそのことを一番憂慮するわけです。徹底的なそういう改革というものが必要、それと同時に、価格による誘導、これが緊急の対策だと思つて、そういう意味で、やはり今回の麦価に対する農林省の強い姿勢というものを私は聞きたい。きょうは大臣時間がないようでありまして、非常に残念でありますけれども、私はこれは後ほどまた時間をあらためて内容を詰めたと思つておきます。昨年も私は物価の委員会でこの問題を追及しましたけれども、残念ながら明快な回答を得られなかつたわけでございます。麦に対する認識を新たにしまして緊急の対策を立てる、そのための、きょう聞かれておる麦価に対する大臣のかたい決意の表明というものを私は明らかにしたいと思つておる。〔パリティ方式を改めなさいだめです。〕と呼ぶ者あり)

○國務大臣(櫻内義雄君) ただいま不規則発言がございましたが、現在私どもは、法の示すところに従ひまして、パリティ方式によつての価格をお願いしておるわけでございます。本日も、これはもう政治的ないろいろ勘案はないのであります。出ましたパリティ指数によるそのとおりを諮問を申し上げておるわけでありまして、ただ、私としては、この麦価だけが、麦に対する施策全体になるわけではないのでございますから、従来でも契約奨励金のようなものがございましたり、またきょう、先ほど米触れておりますような、生産団地の形成をする、あるいは機械の導入による省力化というようなこともございますから、このパリティ方式がどうだということについては、現に法律上のことで行つておるから、それはそ

れとして考えさせていただいてよろしいかと思つておる。が、私はやはり、麦の生産振興のために、そのほかのいろいろな方策もあわせ考へていくことによりまして、いまのこの、麦作の危機と申上げてよろしいと思つておる。まあ安楽死とまで、やゆされておるのではありませんから、そういう事態を避け、特に私の頭にありますことは、この稲作と麦作を組み合わせさせた自然の示してき長い経緯というものは、私はこれは非常に大事だと思つておる。しかし、それが障害になつていく点を工藤委員はもとよく研究したらどうか、栃木の試験場で、しかもそれは国じやないじやないかというふうなおしかりを受ければ、私もそのように思つておる。その辺の研究を十分にいたしまして、やはり表作、裏作、輪作というようなことの効果というものを今後におきましても十分発揚できるようにすべきではないかと、かように見ておるわけでございます。

○工藤良平君 きつめて不満でありますけれども、もちろん法律にきめられておりますからパリティ計算ということになると思つておるけれども、しかし私は、そのこと自身がやはり価格のきめ方においてこのような極端な落ち込みを示してきておる。そこで、やはり根本的な考え方というものをここで再考して見る必要があるのではないかと、このことを、価格による極端な誘導ということをして申し上げたわけです。そういうこともあわせてやはり大臣としても検討していく必要があると思つておる。ぜひその点については、ここでいま直ちに私は大臣から答弁をいたさうと思つておるけれども、当然のこととしてそれは検討してしかるべきではないかと思つておる。そのことを申し上げまして、残念でありますけれども、大臣あとの日程があるようでありまして、この点で大臣に対する質問は切り上げて次回に譲りたいと思つておる。

○委員長(亀井善彰君) 大臣、どうぞ。
○工藤良平君 それでは金融問題に戻ります。これは局長に、また戻つてお伺いしたいと思つておる。

ですが、先ほどの議論、中断をいたしましたけれども、ひとつ頭を元に戻していただきたいと思つておる。農産物の持つ宿命的な現在の経済社会における不利な条件というものを補正をしていく必要があることについては、大体意見が一致をいたしたと私は思つておるわけでありまして、このような状態の中で、これは公庫月報の二十周年記念特集号の中に、日本農業研究所の石井理事長が若干の問題点を触れられておるようでありまして、私も、私は非常に示唆に富んだ御指摘だと思つておるわけでありまして、先ほどからも議論をしてまいりましたように、日本の経済というものが、近ごろでは特に人の生命あるいは健康までも侵すというふうな極端な異常な成長を遂げてまいりました。そのような状況の中で、この日本農業の果した役割り、これから果さなければならぬ役割り、こういうものが非常に強い、こういうことが指摘をされておるわけでありまして、特に先ほど申し上げましたように、農業基本法制定の当時、いわゆる農工間の格差の是正ということが非常に強調されたんでありますけれども、しかしそれは現在の統計を見ますとますます拡大をするという状況になつてきておる。これは、さつき申し上げましたようなことを現実に物語っているのではないかと。どんなに努力してみてもその格差は開いていく。それでは国際的に見た場合に、日本の農業の成長率というものが、ヨーロッパや、そういう大体日本と似通つたような国々との比較において、その成長率というものは、極端に、日本の農業というものは低いのかどうなのか、この点についてはどうでしょうか。どのような理解しておられますか。

○政府委員(内村良英君) 私、ここに数字を持つておりませんので……。
○工藤良平君 概略でけっこうです。
○政府委員(内村良英君) 数字的にお答えができませんのはまことに残念でございますが、私の記憶しているところでは、アメリカ、カナダ等、非常に経営規模の大きなところでは、農業の労働生産

性の伸びが工業の労働生産性の伸びを上回っておる。したがって、日本の農業の伸びをもちろん上回っておるわけですが、ヨーロッパの農業と比べれば、日本の農業の労働生産性の伸びは大体同じぐらいであったというようなことを記憶しております。

○工藤良平君 日本の場合に、特にこの工業部門が非常に予測をこえて急成長を遂げてきた。したがって工業部門における産業構造というものは大きく改革をされてきておるわけですが、農業では工業の成長に必要な労働力の供給はしてきていた。しかしながら、それが日本の農業の経営の零細性の解消による構造改革というものは進まなかつた。農業自体としては期待に反する事象に終わっている。こういう現実を私どもは見なかならぬ、このように思うんですが、その現実はお認めになりますか。

○政府委員(内村良英君) 経営の零細性が解消されていなくて、いろいろな現在農業の当面している困難性があるんだという点は私も御指摘のとおりだと思います。

○工藤良平君 そこで、話を前に進めていきたいと思えますけれども、そのような状態、いわゆる工業部門における日本の産業構造というものは非常に改革をされ、異常に予測をこえて伸びた。しかしながら、農業は依然として零細の域から出ることができない。逆に農村から離れる人が相次いでいる、農業の衰退という現象が生まれている。それでは、これから本年度の方針に出されている農業の基本政策としての高効率農業の育成と、環境整備をするというこの方針を進めていく、進めたいかなきゃならぬわけですね。言いかえまして、旧来の土地利用型農業ということが正しいかどうかわかりませんが、いわゆる小農、手工業的農業から施設型農業へ変化をせざるを得ない。もちろん、そのことは数年来から続けられてはきておりますけれども、それは急速に進められなかなきゃならぬと思うんですね。このこともさつき議論をしてみました。そのために何が

必要なものか。もちろんこれは金がなきゃできないのであります。もちろんそれは国庫補助による土地盤整備、さらに近代化のための機械化、構造改善、営農改善のための資金需要、こういうものがきわめて旺盛でなかなきゃならぬと思うんです。新しい農業に切りかえていくためには旺盛でなかならぬ。当然そういう農民の資金需要というものはたいへんなものだろうと私は予測をするわけなんです。現在それではそれぞれ公庫資金、近代化資金あるいは系統資金を使つての農村の資金需要というものは一体どういう状況にあるのか、その点について大まかでもよろしくございしますが、お示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘をいただきましたように、今後のわが国農業というものを考えていきました場合に、施設型農業を伸ばしていかなきゃならぬ、お説のとおりだと思います。

ただ、農業の、野菜の生産等におきましては、施設型農業でかなり高効率な生産ができますけれども、耕種農業を一体どうするかということがやはり大きな問題だと思います。

そこで、一体農業の固定資産投資についての動向はどうかということも農業及び農家の社会勘定によつて見てみますと、四十六年度の固定資産投資額は一兆三千九百二十一億円に上つており、これを四十年程度の価格による実質額で見ますと、一兆六千五百億になるわけですが、そういう額になっておりますけれども、伸び率自体は前年度の五・九%が一・六%に低下しているというところで、四十年代の当初に比べますと、農業の固定資産投資はここ数年やや停滞みであるというのが残念ながら事実でございます。

○工藤良平君 農村における——これはまた後ほど出てまいりますけれども、従来から日本の農業というものは、歴史的に見て、やはり借金をするということは、非常に不名誉な感じというものは、私も農村に生まれてきておりますけれども、やっぱりそういう感じというものはありました。

しかし、いまそれは大きく変わってきているわけですね。したがって、やはり非常にこの資金需要に対する旺盛な意欲というものは出てきていると思うんですけれども、やっぱりそういう潜在的なものがあるということもいえないかと思うんですね。できるだけ、やっぱり自分でかせいで、その中から、次のものをという感覚があるんですけれども、しかし、いまの若い農業後継者などは、そうじゃなくて、総合資金等もどんどんやはり借り入れていくという傾向が強いわけでありまして、そういう点から言つて、潜在的な部分、いま貸し出しているものから判断をした固定資本の投資率ということだけではなくて、ほんとうに借りたんだと、農業をやりたいんだという、こういう潜在的な資金に対する需要の要請といひますか、そういう面については、やはり予測、見通しというものは把握していかないわけですか。借りたというものはこれだけあるけれども、しかし、現実に貸し出しているものはこういう程度だということではないかと思うので、十分には満たしてないのじゃないかと思うんですが、そういう意味で、潜在的な資金需要というものは一体どういう程度見たいものなのか。その点、もし把握していらっしゃればお聞きしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) ただいま四十六年度の数字を申し上げましたのは、これは実際の固定資本の投資額でございます。そこで、それは、資金需要がある、農業の中に非常に投資意欲があるにもかかわらず、十分金融がついていないのじゃないかという御質問かと思ひますけれども、私どもは見ておりますところでは、これだけ固定資本の投資額が落ちてきたのは、やはり残念ながら、米の生産調整その他の影響があるということと、それから戦後、農業の生産力、特に労働生産力の発展に非常な大きな役割りを果たしております農機具に対する需要が一巡した。すなわち、大体まあ必要な農機具は農家の手に渡つていて、四十五

年、四十六年あたりが非常に固定資産の投資が減つているところに原因があるのではないかと。したがって、私ども、どの程度の資金需要があるかということは残念ながら数字はつかんでおりませんが、私どもの見るところでは、それほど資金需要があるにもかかわらず、実際に資金が借りられないという事態はあまりないのではないかと、さつき考えているわけでございます。

○工藤良平君 それは、たとえばこの制度金融、いわゆる公庫資金ですね。それから近代化資金。そういうものの優遇措置なり、金利なり、あるいは長期貸し付けという制度があるにもかかわらず、それが完全に消化されていないということをかなり意味するのではないかと私は思うんですが、そういう実態はどのような状況でございしましょうか。

○政府委員(内村良英君) 先生から御指摘ございましたように、公庫資金、それから近代化資金、ともに最近では予定したワケに達していないという状況になっております。そのことの背景には、ただいま申し上げましたような農業の事情というのがあるのではないかとさつき考えております。

○工藤良平君 私は、そこが問題だと思つております。公庫資金、近代化資金はさつき議論しましたように、農業の不利な条件を補正してやるという意味でそういう制度をつくつた。その金さきえもお消化し切れぬという状態があるということ。これは簡単に、現在の農業政策に対する農民の批判なり、あるいはもうやる意欲を失つたということだけで片づけられるものなのかどうなのかということ。そうじゃなくて、やはりもう少しその点について突っ込んだ議論というものが進められていかなきゃならぬと思うんです。そこで、まあこれは後ほど例を引きたいと思ひますけれども、私は、ましてや、系統資金については、これは、金利も高いし期間も短いわけでありまして、これは、それを使え、使えと言つても、これはな

かなかむずかしいことになるんじゃないか、という事で、余剰金が四割も余って外にいくということかっこうにならざるを得ないということになろうと思うのですが、これは各委員の方が質問の冒頭に言っておるように、農協の資金だから、これはやっぱり農家の皆さんに還元をすべきだ、そういう措置をとるべきだということ、だれもがみんな同じように言っているんですね。しかし、最もいい条件にある、そういうものさえも使えないという状態の中で、年度の改正というものが、それじゃ農家の皆さんにこの資金を十分に使い得るような考え方の上に立って、法の改正というものが行なわれるのかどうかということです。この点については私は、若干の疑問を持つのでありますけれども、余剰金を消化するために門戸を広げて、金融機関と同じようなかっこうにして余剰金を消化をしていくということが主目的ではないのか。そうじゃなくて、やはり何とかしてこの金が、——それだけでなく他の産業から比較すると一番おかれておる、補正をしなければならぬこの農業に対して金が使えないということですね。根本的に私はもう少し見ていく必要があるのではないかと申すのですが、その点についてはどうですか。

○政府委員(内村良英君) 最近のいろいろ農業をめぐるきびしい条件から、資金需要が、制度金融で予定しているだけのものが出てこないではないか。私もそれは非常に残念に思っております。これはやはり農業自体の中に、そういった資金需要をもっと及ぼしていくようなことが必要かと思っておりますが、今度の農協系統金融の改正につきまして、そういった条件等も十分考えながら、改正案を考えたわけでございまして、まず第一に、農業の近代化を進める上で、規模が大きく、生産性の高い経営をつくらなければならぬということは、先生る先ほどから強調されておりました、私どもも、その必要が非常にあるのじゃないかというふうな思っているわけでございまして、そこで、そういった経営ができてくれば、物的な自給率も高くなるのではないかと考えています。

申しますのは、これは一つの具体例でございますが、必ずしも全部それは当てはまるかどうかわかりませんが、先ほどから麦の問題が非常に出ております。私も過去において麦の問題では非常にやってみたことがございます。そのときの経験からいいますと、先ほど先生が、高効率の機械化農業をつくって麦作をやれば反労働時間も減るし、収益もあがるんだ、それでいけと。まさに先生がおっしゃると同じことで実はいろいろ運動を展開してみただけでございます。その結果、一番問題なのは、裏作だけでも農家が土地を人に貸さない。期間借地でもなかなか土地が集まらない。したがって、基盤整備ができていないといふことはもちろん大事でございますけれども、今日では基盤整備が多少できていてもある程度、五ヘクタールなり十ヘクタール集団化してやればかなり経営の、生産性の高い麦作ができる、これはもう技術的にははつきりしているわけでございまして。同時に、日本はちょうど収穫期が早い品種を何とかしてつくりたいということで技術会議等ともいろいろ相談いたしました。何とかしなければならぬ。これは時間がかかる問題でございますが、現在農林省の技術者の連中が一生懸命それに取り組んでいるわけでございます。ところがなかなかうまくいかない。ところが私が最近聞きましたところでは、ある県で、ある農家の人が一生懸命土地を借りて、自分の自作地は二町歩ぐらいらしいんでございまして、たまたま都市近郊で、難農する人が多いというふうなこともあって、何とかかんとか水稲十町歩の単作経営をつくった。その農家がそれじゃどうしているかと申しますと、夫婦二人で水稲やりまして、裏作の麦も全部つくっているということも聞きました。と申しますのは、米の、水稲の機械は全部麦にも使えるわけでございます。それから水稲の米に要するいろいろな施設はまた麦に使えるということで、そういったような大規模農家ができてくれば、物的生産性もあがってくる、生産力もあがるということ

があるのじゃないかと。もちろん集団的生産組織等つくりまして、そういった形で生産力をあげていかなければならぬということもございまして、私も、そういった大型経営が非常に大事だということではまあ私も非常に強く認識しているわけでございます。そしてそういった生産性の高い農家をつくるにつきましては、やはり相当な資金需要がある。ところが単協が、まあ先生よく御承知のように、何となく農協という性格から平等性があるわけでございまして、これはよく言われることでございます。特定の人に、——あの農家が育てられればかなりいい大型経営ができるけれども、やはりみんなから集めた金だ、一人の人に一千万円とか二千万円という金を貸すわけにはいかぬと、みんなの金なんだと、こういう感じがございまして。これはある意味では当然のことだと思っております。そういった単協の金融についての行動意識と申しますか、そういったものがある程度考えながら、そういった農家には信連なり中金が大口の金を直接貸すことができるということにすれば、かなり農業の近代化に役立つわけでございます。ただ、その場合に末端の金融というものは単協によつてにならなければならないわけでございますが、それを中金なり信連が割って入るといふようなことは、やはり系統金融としては問題があると思っております。あるいはさらにまた、金利の問題等考えれば、公庫資金との結びつき等も考えなければならぬわけでございまして。そういったものを考え、今後伸びていくであろう、規模が大きくて生産性の高い経営について直接貸しをする。同時に、やはり集団的生産組織というものを私どもは無視できないと思っております。そこで集団的生産組織等につきましても、できればそういった金を貸していくというようにすることが必要ではないかというのが今般の改正の第一点でございます。具体的には農林中金による農業者等への直接貸付等の措置を開いたわけでございまして、まあ農業

の金なんだから、当然農業に返すべきである。まあ私もそう思うわけでございまして。そこで一方、農業の現実というものを考えました場合には、規模の高い農家をつくる場合におきましては、やはり第二種兼業とかあるいは第一種兼業の一部の人は農業をやめまして、大きなほんとうに農業をやろうという人に土地を貸して、農家が一番望ましいわけでございます。これは離農促進とかいろいろ問題もある問題ではございませぬけれども、やはり現実にはそういった施策を進めていかなければ、大型経営ができないということから、農地地域工業導入促進法等の法律ができていくということもございまして、そういった面にもやはり系統資金を使ったらどうかということも考えて、そういった面に系統資金を使えるというふうな改正をしているわけでございまして。と同時に、先ほどからお話が出ておりますけれども、農村地域の産業基盤及び生活環境の整備、これもやはり魅力ある農村というものをつくるためには必要だということもございまして、そういった面の資金もやはり系統資金が見たいのではないかと、ある意味では、農業生産の根本的改造という点から見れば、資金措置としては手ぬるいではないかという御批判があるかと思っておりますが、私どもといたしましては、農政審議会でもいろいろ御審議をいただきましたし、現在の農業金融の直面しているいろいろな問題を解決するために、現在の時点におきましては、これが最善の措置ではないかということで、今般の改正法案を御提案申し上げている次第でございます。

○堀本宜実君 関連でお伺いするのでごく簡単にお伺いしたのでございますが、先ほどから工農委員の御質問に局長が答えておられるのですが、いまの日本の農業というものが、私はいまのような改正の範囲内ではやっていけないのではないかと、おおい行き詰まっています。たとえば資金需要の問題が先ほどから出ているのですが、資金需要

が完全に満たされていない昔は、需要が旺盛で資金がないんだという時代があった。いまはそうではなくて、予定しているだけの金がそれぞれ使われていない。それについては、いま局長からいろいろ機械の一巡化もあろうし、いろいろなお話がございまして、私はそうではなくて、農業を金を借りてやって、そして元金か利子か、どちらか払わなければいけないが、両方、元金も払わなきゃならぬ、利子も払わなきゃならぬという農業が何がありますか。畜産をやればいいのか、あるいは果樹をやればいいのか、いずれをやりましても私は問題があると思う。そして適地適産なんというのをいままごう言いますけれども、適地でない適産でできないのですよ。農作物というものは、適地に適産でなければいけないのです。当然なことなんです、これは。適地でなくても、できるものは機械工業でございまして。寒くても暑くても若干できる、生産をするのは機械でございまして、天然自然を対象とする農業は適地適産でなきゃならぬ。それがいかにも新発見のように、だれでもが、いつでも使うことばなんですけれども、これは私は当然のことだと思う。それで、もう少し金融のほうでも——いまここで言うと思われれると思います。笑われるような話だと思えますが、笑われるような話というものを煮詰めていくということとでなければ、日本の農業というものの大躍進、百歩を進めるわけにはまいらぬと思えます。そうでないと答弁をされても——答弁はされまじよ。答弁されるけれども、これは化学実験が何かですぐ反応が出るのだったら、私はいまの答弁全部ゼロだと思ふ。しかし、これ永遠に続いていくから、だれも化学実験をここで直ちにやるわけにはいかない。そして皆さん、私も、はや国会に来て十数年になります、最初答弁を聞いて——例の基本法ができた当時には、一町五反つくつていれば、都市の労働者と均衡する所得が得られた。牛を三頭飼うておれば収益性があつた。いま牛を幾ら飼わなければ収益性があつたか——三十頭じゃありませんか。数学じゃないけれども、片

一方上げていって、かろうじて答えを合わせているというのがいまの姿でございまして。ですから、金利というものは、金を借りないというものは、変なことですが、私は、いまのようなもの見方では、農業というものはよくならない。二分か三分かぐらいにして、八十年も百年も貸しておくという、日本にはあり得ない制度が外国にはあるが、このような、これがいとは申しませんが……日本のように、五年か十年かたつて払わなければならぬような金をもって農業をやれないのですよ。もし私が言うことが間違つておれば、それなら金借りてやって、どうい農業をやつたら元金も払え、利子も払えますというものがあつたら教えてください。私は基本的に変えなきゃならぬ。これは、人のそういう何を貸してもらつてやっているのですから、あまりめんどうなことを申し上げてもどうかと思ひますけれども、いま局長の答弁を聞いていて、さうに簡単なものではないというふうなことを痛感いたしますので、一言私の意見を申し上げておきたいと思ひますが、もしいまの六分も七分も、近代化資金というのはそんなものだが、そんな高い利子をつけて、金を借りて元金も払い、利子も払いしている農業があつたら教えてください、幸いに。もしなければいいです。

○政府委員(内村良英君) ただいま堀本先生から非常に重要な問題の御指摘があつたわけでございまして。私どもといたしまして、農業の行政を担当しておるものとして、いろいろ考えさせられる問題があるわけでございまして。たとえ最近非常に情けないと思ひますことは、私が農林省に入りましたころは、やはり経営規模の大きい農家ほど生活が豊かであつたわけでございまして。ところが、最近の農家経済調査によりまして、経営規模が大きいほど家計費が少ない——可処分所得が少ないということ、これは非常に農業がむずかしい時期に直面している端的な数字だと思ひます。それからさらに自給率、自立農家の問題がございまして。現在自立農家は四%になつて

おるわけでございまして。と申しますのは、自立農家の基準が年々上がりますから、年々その割合が減つてしまつてしまつて非常にむずかしい。今後、日本農業をどうやっていくかということとは非常にむずかしいところに直面しているという事は、もう先生の御指摘のとおり、私も日々痛感しているわけでございまして。したがって、今後金融政策をどう持つていくかという問題でございまして、これはまあ人からばかと言われようになつて取り組め、私も先生の言われること非常によくわかります。ただ現在、それでは二分、八十年がその解決策であるかという点につきましては、まあおことは返して申しわけございませぬけれども、なお、検討すべき問題があるのではないかと。それからやはり金融でございまして、コストのある金でございまして。そこでそれに対して、国が利子補給すればいいではないかということもございまして、と同時に、政策効果ということも考えました場合に、金利水準全体の体系というふうなことも考えないといかぬというところもございまして。そういうことを考えて、現在の金融制度ができていくわけでございまして、私といたしましては、多少外国の金融制度も知つておられますけれども、いまの日本の公庫資金と近代化資金の二つの制度金融を中心とする日本の金融政策というのは、現在の日本農業に一番合うものではないかと。それでは、その金融で、おまえどれが、経営が引き合うかということもございまして、これにはやはり土地価格の問題とか、いろいろな問題がございまして、その辺、先生の御指摘を十分、私も全く同感でございまして、今後検討を続けたい。ただ、現状におきましては、今後の改正がまあ現実的で、私どものできるベストのものではないかというふうな考えまして御提案申し上げているわけでございまして。先生のおっしゃることよくわかりますので、今後、人からばかと言われるようなことを、非常に重要だと思ひます。その場で考えれば、何だ、ばかなことを言っているんだ、ということが、あ

とから考えれば、たいへん重要なことだということがあるということは、私どもよくわかつております。そういうつもりで今後、農林行政に取り組んでいきたいということで、まあ御答弁になるかどうかわかりませぬけれども、答弁とさせていただきます。○足鹿野君 閣下。いま堀本さんからも御意見があつたのですが、裏側から見ますと、農家の負債ということになつてあらわれておると思ふのです、結局ですね。元金なり利息の重圧に耐えかねて、結局麦なんかつくつておつて手回ひまかけるよりも、出かせぎに行く、日雇いに行く、こういう形になつて農外所得で金利なり元金を戻すという、こういう姿になつておる。これは系統金融に限らず、制度金融も私は同様だと思ふのです。で、その点で、各地方自治体で金利の補給をやつてはいるんですけど、これのお調べになつたものがありまして資料としていただきた。つまり現在政府が行なつておる利子、それから据え置き期間、償還年限というふうなものには、まだ、先ほど御議論があつたように、日本の農業経営の実態に沿わない。したがつて、私も山陰であります、やはり地方自治体でこれをカバーする措置をとつておる。先般九州へ行きました際にも、やはりそういう事例を見てきました。しかも、くだもの、工藤さんの地元である大分県を見てきたときに、積んで七年目か八年目の主産地形成をしておるところが、もうすでに出かせぎを始めて、元金や金利の償還に苦勞しておる。こういう悲痛な訴えを、部落に入つて私ども座談会をやつたわけですが、聞いております。

歯輔車の関係にある融資制度ですから、改めるべきであった。この間も、参考人に、その程度の四法改正で御満足ですかといったら、やむを得ないといつて参考人はおっしゃいましたが、これはつまり、農林省の意向を無視して、ものも言えない立場の人ですから、そうだろうと思えます。与党の人でも、いまあれだけの御発言があるわけでありまして、これは、この程度の法案の改正で対応が十分だと私は思いません。したがって、もう少し負債の実態というものを、あなた方が本気になつてお取り調べ願いたい、いかがですか。その資料がありましたら、御提示願いたい。

○政府委員(内村良英君) 最初に、御質問ございました近代化資金等につきまして、各県が県で利子補給をやつて、より低い利子で最終の需要者に借り受けができるようにしているのではないかとこの点でございますが、その点は御指摘のとおりでございます。

そこで、ここに私「農林漁業制度金融」というものを持ってありますけれども、これに各県のそういう現在のいろいろなやつてあります利子補給についての詳細な資料がございますので、これを提出いたします。

それから、次に、農家負債の問題でございます。私も、農家経済調査で、常に農家の貯金と借り入れ金の動向がどうなっているか、借り入れ金の中で、いわゆる制度金融と一般の系統金融の借り入れがどうなっているかというところは調べてあります。ただこれは、足鹿先生も御承知のとおり、農家経済調査でございますから、数字が平均化されてしまふわけでございます。そこで全般的に言えますことは、現在のところ、農家の一戸当たり預貯金が、借り入れ金を相当上回つております。これは全国平均の数字で申しますと、四十六年の農家経済調査によります一農家当たりの預貯金の残高は百五十八万八千七百円ということになつております、平均が、それで借り入れ金のほうは一農家当たり四十五万五千円、これが全国平均の数字でございます。そこで県別にずうっとそ

の数字を見てみますと、各県とも、平均の数字では、預貯金のほうが借り入れ金より多いということになつております。そこで、この収支が赤字になりますのは、北海道の七ヘクター以上の農家になりますと、借り入れ金のほうが預金よりも多いということになつております。数字上、もちろんこれは、農家経済調査でいろいろ平均化されまゝから、内地の府県におきましても、地域によりあるいは経営している作目によつては、相当な借金をしよつていられる農家があると思ひますけれども、全国のわれわれが知り得る数字ではそうなつております。そこで、北海道の農家負債につきまして、道庁と協力していろいろ調査もしておりますし、今般の酪農につきまして、ある程度負債整理について自創資金を使つてやろうというような措置をとることになつております。もちろん個別農家につきましては、内地の府県でも相当な借金を負つていられる農家があることは私も承知しておりますけれども、統計数字で把握する限り、そういうことになつております。

○足鹿先生 これは、十数年前のことなんです。宮城県に大沼知事という県知事がおられました。私も懇意にしておつた人でありました。全販連に職を奉じておつた人であつたので、私は特に懇意にしておりました。その知事さんが、当時県条例でもって負債整理の問題と取り組まれた。その後、あまりこの種の負債問題についての取り組みがどうなつておるかということ、私はつまびらかにしていませんが、いまの内村局長の御答弁は、農家経済調査の資料をもとにしておるからというお断わりがありました。その限りにおいてはそういうことになつておるまいか。

私どもが、現地を回つて農民と語る中において出てくるのは、やはり負債を負うた者と負わぬ者との、平均した統計数字の比較ではなくして、現実を負うておる農家が耐えられないと言つておるのでありますから、それに対応するきめこまかないいわゆる金融制度なり、長期金融制度なり、短期営農資金制度なりをセツトしてやるべき

ではないか、そういう意味における特別の実態調査を地方自治体の協力を求めておやりになる意思はありませんか。これは私は、非常に大事なことだと思つております。今後の金融制度を、いまのような農家経済実態調査の中から、それを一つの資料として御判断になると思ひませんが、そういうことでは非常に危険なことだと思つております。いわゆるほんとうにこの急所に触れていかない、ほんとうのきれいで済んでしまふ。預貯金が百五十八万で、借り入れが五十四万、こういうことでは、これはとても問題になりません。四十数万で、各県別に協力を得て、いわゆる農家の制度金融、それから系統金融その他の地方銀行あるいは信用金庫等からいろいろ金融を受けています。そういうものの一大調査をなさつて、そうして、なるべくすみやかな機会に長期と短期のセツトした金融のあり方、抜本的なあり方というものを講ぜられることが私は必要ではないかと思つて。大臣がおいでになりませんが、私は、このたびのこの程度の改正で、農業危機と言われるものがはたして突破できるかどうかということ、非常に疑わしく思つております。その点、御進言になり、御検討になる御所存はございませんか。

○政府委員(内村良英君) 私どもが農家経済調査を見ました場合に、まず考えましたことは、先ほど足鹿先生から御指摘がございましたように、農外所得でその農業投資を補つていられるのではないかと、そういうことで、そういう観点から統計数字を実は吟味してみたいわけでございます。そうなりますと、経営規模の零細な兼業の多い農家よりも、経営規模の大きな農家のほうが、よりそういう問題にぶつかつていられるのではないかと、いうこと、実は見たわけでございますけれども、繰り返して申し上げますけれども、規模別に見た場合に、北海道の七町歩以上の農家以外は、農家経済調査による限り、預金のほうが多い。こういう数字になつていられるわけでございます。そこで、地域

別には確かに農家負債の問題のところは内地にあることも私も承知しております。ただ、農家負債ということ調査いたします場合には、これは災害が二年も三年も続いたために負債ができた、それを今後どうするかというふうなことに直面している地域もございます。場合によつては、経営のやり方が悪かつたからそこへ負債が残つていられるものもあると思ひます。そこで、そういう調査をするかどうかということでございますが、私も似たところ、内地の府県から直に申し上げまして現在のところ、内地の府県からはそういう調査の直接的な要望はございません。したがって、いろいろ関係者とも相談いたしまして、そういう調査をやるかどうかという点につきましては、今後検討させていただきます。こう思つております。

○工藤良平君 それでは、私のほうにまた戻りますが、さつき私は、資金需要の問題、特に潜在的な資金需要にこたえられていられるかどうかということでお聞きをしたんですけれども、その際に、制度資金あるいは近代化資金、系統資金、特に比較的条件のいいといわれる資金でさえも、まだ余裕が若干あるというお話でした。問題はそこにあると私は思つておる。ある調査によりますと、農家の皆さんがそれぞれ資金を借りておられますけれども、その借り入れた資金の内容を見ると、農協系統が七九%、公庫資金が一六%、民間機関から借りておるものが五%ということ、依然として、何といひましても、やっぱりこの系統の金を必要とするということなんです。いまお話の農林統計によりますと、かなり高い預金率を示しておるというお話があつたわけですが、一体その原因は何かということ。もう借りる必要はないかということに、言いかえますと、なつてくると思つておる。しかも「農林金融の実情」これは中金から出ておられます資料で、先日いただきました見

経営的特徴と特質」ということで、いろいろ説明が書かれておりました。この中に、各金融機関

ですけれども、やはり農業金融の原則というものを踏まえながら考えてみると、農家の皆さんが金を借りられる条件をつくり出してやる、できるだけ。そのためのいわゆる基本的なものは何か、具体的な隘路は何か、こういうことをやっぱりめぐっていかねばならぬと思うんですね。そこで、特に現在の農業政策の中から考えられますことは、確かに金を借りるわけでありまして、全く採算を度外視してどうでもいいんだということでは、もちろんこれはいけません。ですから、農業金融といえども、やはり農業の投融資に対しては、経済効果あるいは資本収益率を見ていかなければならぬということ、私もわかります。わかりますけれども、しかし、あまりにもそれを重視をするということになると、それは、現時点における農業に対する投資ということを根本的に考えてみると、市中銀行的な次元での考え方ではないのか。そうじゃなくて、やはり、現在の農業生産がもつばら農企業によって営まれる段階に到達していない。その前の段階なんだ、基礎的な条件を整備しつづける段階なんだ。こういうことを考えてみると、資本収益率による投資効果の重視ということとは非常に無理な条件ではないのかということとを私は考えるわけですね。そういう条件を踏まえながら、さつきから議論をしてまいりましたように、それを補正してあげるといのが一つ、基本的な考え方なんだ。それと同時に、それを踏まえながら、それでは、なおかつその中で資金を必要とする人たちに對する条件は、これ以上緩和できないのかどうか、借りられるような条件を緩和することはできないのか。その点について、たとえば担保能力の強化という意味において、もっとも改善をする必要はないのか、この点についてはどうですか。

○政府委員(内村良英君) 現在、農家が制度金融のうち、公庫資金を借りる場合でございますが、これについては、相当多額という面もございまして、担保あるいは保証人をとっているケースが多々ございます。ところが、系統金融の場合には、近代化資金及び系統の一般資金につきまして、県の基金がこれを保証しているということがございます。さらに、今般の改正によりまして一般資金も保険協会の保険に付することができるということで、保証能力の拡充ということをやっております。私どもの調査では、系統資金の特に近代化資金の貸し付けについては、最近担保をとっているケースはほとんどない、保証人をとっているケースはございますけれども、ということ、過去十年前に比べて、かなりそういった面でも改善が行なわれているということが、私どもの調査ではつきりしております。さらに、金融でございますから必要な金を迅速に貸さなければならぬということもございまして、近代化資金は、十年ぐらいい前は大体申し込んでから九十日—三ヶ月もかかるというようなケースが多々あったようございまして、最近の私どもの調査では、大体申し込んでから三十日以内に借りられるというような形になっておりました。そういった面でも一歩かなり前進はしているというふうに私も考えております。と、いって、それじゃ、いまいがすべていいんだということではございせん。これらの面につきましても、今後改善につとめなければならぬ点は多々ございまして、そういった点については十分検討して制度の改善をはからなければならぬというふうに考えているわけでございます。

○工藤良平君 それともう一つは、長期固定投資ですね、基盤整備をはじめとして補助金がありまして、補助金に對する融資等もあるわけですが、そういうのも、そういういまの政策を見ますと、長期固定投資と、それから短期運用資金というものを、やはり農業発展の過程の中において、ひとしくやっぱり評価をすべきではないのかという意見がかなりあるわけでありまして、私も、現実にはそういうことを知るのです。たとえば基盤整備をする、それに付随をいたしましていろいろな施設をつくり、機械も入れる、こういう段階まではセットになってくるのでありますけれども、それだけでやっぱり農業経営全体としてはうまくいかない。運営資金をどうするかということになると、いま言うように、そういういろいろな長期資金も借りている、さらにそれに運営資金も借りるということは非常にむずかしくなってくる。これは償還の問題なり、いろいろな問題が出てくるわけですね。ですから、やはり農業の資金の状態というものを考えてみると、そういったものをやはり一つのセットとして考えていくべきではないのか。その場合に、やはり系統金融というものがどうしても一番身近な運営資金のほうに向けざるを得ない。ところが、こいつは金利が高い、償還期限が短いと、こうなるわけでありまして、やはり、その措置というものをやる必要があるのではないかと、もちろん、これは改善はしてきておられます。してきておりますけれども、やはり、もっともとそれをセットとして考えてしかるべきではないか。その点はどうか。

○政府委員(内村良英君) 従来のいわゆる信用保険制度では、近代化資金が保険協会の手にかかっていったわけでございます。その結果、その他のいわゆる一般の運転資金のもの、あるいは若干の生活資金のものも農業信用基金協会の保証はあっても、保険にかかってないところから、近代化資金に比べて借りにくいという面があったことは事実でございます。そういった点も考えまして、今般一般資金のうちで農家経営の改善に資するようなもの、これは一部の生活資金的なものは保険にかけられるということにいたしておりますので、その点については何と申しますか、借りやすくなるという面については相当の改善が行なわれるのではないかと思っております。

○工藤良平君 それからもう一つ、やはり、これは私も金融の借りやすい条件として、私、基本的なものだと思っておりますけれども、やはり農産物の価格の問題ですね、これについては、やはり御承知のように、消費者物価指数というものが定期預金率をむしろ越えているという状態、インフレの傾向というものが一般化してきているという状態の中において、やはり農産物の価格の一定率の引き上げというものは当然考えてしかるべきではないのか。これはやっぱり農業金融を進める過程の中で、農家の皆さんが借りやすい条件をつくるべく、基本的な一つの問題ではないか。投資をして、やはり農産物の価格が、先般のように米の値段が押えられているという状態の中において、これは消極化せざるを得ない。ですから、やっぱり私は、そういう一つの価格の上昇ということによって安定化をはかるといことも要因ではないか、こういうふうに思うんですが、これはひとつ政務次官のほうですかね、政治的な問題です。どうでしょうか、基本的に。

○政府委員(鈴木省吾君) まことに傾聴すべき御意見だと思っております。農産物の価格が、一般の物価よりおかれて上昇いたしますか、むしろ上昇しない。そのために、いろいろな問題も起ころ、実は最近の農家の資金利用率の少なくなったのも、実は米価据え置き以来のことから考えますと、確かに、農業者の経済的な向上自体からいっても、私には一般の物価上昇率のものは、やはり農産物も上昇しないと、農家の経済が農基法というほかの産業所得とのアンバランスを来たすことにも相なりますから、そういう点で私は貴重な御意見だと思っております。いろいろな農業者の問題、あるいは農協の運営の問題、あるいは農業金融全体の問題から言っても、私はさようなことは貴重な御意見だと考えまして、まあここであんまり同感と言うのもどういふことに相なりませうか。まあ拝聴しておきたいと思っております。

○工藤良平君 だいぶ時間も下がりまして恐縮なんですけれども、もうちょっと私お聞きをしたいと思っております。またたくさんあるんですけども、要約をして聞きたいと思っております。そのようなやはり貸し付け条件を、できるだけやっぱり早い機会に、できるだけ利用できるような方向に努力をしていただく。これはみんな同じ

ことだと思えますけれども、ただその際に、他のいろいろな関係もありまして、なかなか、金利の引き下げにいたしても、あるいは償還期限にいたしても、そうはいきません、というのが、もちろん答弁だろうと思えますけれども、しかしそれをやれば乗り越えていかなければ不利の補正ということにはならないと、こう私は思うんです。ですから、それをやれば全力をあげて、まず農林省の大臣直接出かけていって、たとえそれは〇・五%であろうと、〇・二%であろうとも努力を積み上げていくことは惜しんではないかと思っております。私どもそのための努力は大いにやりたいと思っておりますけれども、そのことを申し上げておきたいと思っております。

そこで若干具体的に、二、三お聞きをしたいと思っておりますが、今度の改正の中で、特に金庫法の中で貸し付け業務の拡充ということで改正がなされておられるわけですが、この中で、本来業務である所屬団体に対する貸し付けのほかに、余裕金運用として幾つかの貸し付けが、もちろん今日までも認められてまいりましたが、それが本文の中に入りまして、ワケが拡大をされているわけでありまして、その中で第一の直接貸し付けですね。その場合に、代理業務として単協が窓口になって行なうということでありまして、これはあくまでも、単協あるいは県信連を補充するということの意味の立場を貫いていられるのか。そうだとするならば、その単協とそれから県信連等の事務の調整というものはどのようになるのか、ちょっとその点についてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(内村良英君) たいま先生から御指摘がございましたように、今度の改正で農林中金が行なうことができることになりまして農業者に対する直貸は、信連、単協では応じ得ないような大口の資金需要に対応するというのを考えておられるわけでございます。その場合に、先ほど御答弁申し上げましたけれども、系統金融というものは、やはり単協、信連、中金という三段階でやっ

ておりますので、中金がいきなりその末端に出ていくということは、これはいろいろな系統金融の混乱をもたらすことにもなりますので、窓口は単協にやっってもらって、資金は中金が供給する、で、その場合に、中金、信連、単協の意向を十分調整するために融資協議会のようなものを設けさせまして、そこで十分相談して、あまり無理がなく、系統金融として無理がなく、しかも農家のそういう大口な資金需要にこたえ得るような体制をつくりたいということを考えておりました。この点につきましては、農林中金においても現在いろいろ検討中でございます。

○工藤良平君 二番目のこの主務大臣の認可を受けるものという項があるようですけれども、この中で、たとえば施設法人、関連産業法人に対する貸し付けはいままでは別ワケとなっておりましたけれども、これを本条文に基づいて貸し付けとすると、こういうことになってきたようでありまして、けれども、その場合のいわゆる貸し付けの基準あるいは条件というものは、どういうことになっておりますか。農林大臣の認可を受ける場合の貸し付けの条件。

○政府委員(内村良英君) 関連産業貸し付けの場合には、いろいろな基準等について認可をするわけでございます。しかし、一々の個別貸し付けの金利というものは、やはり中金が独自の判断で行なうということになるわけでございます。

○工藤良平君 次に、農山漁村の整備向けの法人貸し付けというものが出ておられるわけでありまして、けれども、具体的にどのような範囲の地域開発事業を実施する事業主体を対象とするのか、その点の内容について御説明いただきたい。

○政府委員(内村良英君) 農林中金の融資対象である農山漁村において産業基盤または生活環境の整備を行なう事業といたしましては、次のようなものを想定しております。

第一は、農林水産業の生産基盤の整備及び経営構造の改善に関する事業といたしまして、具体的には、圃場、農道、用排水施設、林道、漁港、農

業機械化センター、農林水産物の加工流通施設等の整備というものでございます。

第二には、いわゆる生活環境整備に関する事業でございます。上下水道、ガス供給施設、道路その他の輸送施設、医療、保健、教育、文化、老人福祉施設、体育施設、廃棄物処理施設等の整備ということ、生活環境に要する資金を貸せるようにしたい、こう思っております。

それから第三は、いわゆる農山漁村地帯における産業基盤の整備に関する事業でございます。商工業等の用地、工業用水、運輸施設、職業訓練施設、勤労者住宅、これは進出企業の事業場の整備と関連しての勤労者住宅でございますが、そういったものを融資の対象にしたい。

それから第四番目といたしまして、自然環境の保全及び利用に関する事業、すなわち治山治水及び公害防止施設、自然公園、それから農林省がいろいろやっております自然休養村等の整備というふうなものに融資をできるようにしたいというふうに考えております。

○工藤良平君 それからもう一つは、経済社会の発展をはかる見地から、金庫が貸し付けをするということが適切と認める法人で、命令で定めるものに貸し付けを行なうことができると、こういうことになっておられるわけでありまして、これは衆議院の議論の中でも、この議事録を見ますと、たとえば丸紅とか、そういうような関係ではないん議論が戦わされてきたようでありまして、けれども、この項目というのは、一体どういう範囲のものにのさしているのか、その点について御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(内村良英君) まず「経済社会ノ発展ヲ図ル見地」とは、具体的にどういうことを考えているかということでございますが、先ほどからいろいろお話が出ておりますように、わが国経済の高度成長が経済的繁栄をもたらした反面、社会資本の立ちおくれや、公害その他の社会的なひずみを生じておられることは申し上げるまでもないこととございまして、こういった面にも十分配慮し

て、充実した経済力にふさわしい国民生活実現のための社会的な基盤を整備して、豊かな社会をつくらなければならないということが言われているわけでございます。今度の「経済社会ノ発展ヲ図ル見地」というのは、まさにそういったことに合うような事業というものについて融資をしたいというふうに考えておりました。法律にもございまして、この貸し付けにつきましては、主務大臣の個別認可でやりたいと思っておりますので、こういった事業にふさわしい、もっと端的に申しますと、公共的な色彩の強い事業というものに貸し付けるようにしたいというふうに考えております。

○工藤良平君 そうすると、さっき私が質問いたしました主務大臣の認可を受けるものとあまり大差はないと、それ以上さらに大きく幅を広げるといふことになるわけですか。いまの説明によりまして、かなり広範なものになってきて、ちょっと判定が私どもむずかしいような気がするわけでありまして、

○政府委員(内村良英君) こういった規定が入ったからといって、私どもは、農林中金を、一般の都市銀行あるいは地方銀行と同じようにどこでも貸せるというところまで、中金に能力を付与することは全く考えておりません。したがって、この経済社会の発展のための貸し付けというのは、中金に非常に金が余ってまいりました場合に、いわば中金として中金に集まってくる資金の運用という点から考えて、どうしてもこういった面に、いわば緊急避難的な形での貸し付けが必要ならぬという場合の貸し付けとして考えているわけでございます。したがって、貸し付け先も、あくまで公共的な色彩の強い社会経済の発展、特に、社会資本の充実に役立つようなものに貸したい、ということを考えておりました。

○工藤良平君 いまの御答弁を私信用していき

と思うんですけども、今回の、この改正が特に中央金庫の場合に、その業務内容について、為替業務あるいは預金の外部からの受け入れ、こういうものについての改正によって、従来から言われてまいりました一般金融機関に比較をいたしまして、非常に立ちおくれがあったと、したがって、そういう金庫の機能、あるいは業務の充実をはかることによって、余剰金の運営なり全体的な系統金融の運営を円滑にしていこうと、こういう趣旨については私もわかるのでありますが、ただ、いまもすでに局長からお話がありましたように、この金庫のこれからの組織、機能というものが、全体的に系統金融に対する調整の役割りというものは一体どういふようなふうで持っていられるのか、それは、やはり全体的に業務の拡大によって、一般金融化していくことがはたしているのか悪いのか、まあ基本的な問題にも私は触れてくるだろうと思えますけれども、そういう点についての疑問が若干残るのであります。そういう点については、いま局長のお話がありましたけれども、特に本来的な任務をやはり主にしながら、やはりそれを補完的に広げていくことに解釈をしてよろしいわけでございますか。

○政府委員(内村良英君) 農林中央金庫の機能といたしましては、まず第一に、会員のための金融、会員間の資金調整をやるということが、これが第一の大きな使命であることは御指摘のとおりでございます。第二に、農林中央金庫の一つの機能といたしまして、系統金融を代表して外部経済に接するという面があるわけでございます。今日、金融引き締めの結果、預金準備金制度、あるいはこれはまだ実現しておりませんが、貸し出し準備金制度等が問題になっております。そういうこと、いわば国の金融政策につきましては、系統金融については中金がそれを一手に引き受けて金融政策に協力しているというふうなことで、外部経済に対する接点というところに、中金の一つの機能があるわけでございます。

特にあとのほうに重点が移るのではないかという点でございますが、私もといたしましては、やはり会員に対する円滑なる金融の供給というのが、これがもう中金の果たすべき当然第一の仕事であるということにはちっとも変わっていない。したがって、今度の改正で、関連産業貸し付けその他、従来余剰金の貸し付けで法令上書いておりましたものを、新しく規定を起しましたけれども、それも本来の業務を妨げない範囲においてということにははっきり明記しているわけでございます。それから、たゞいまも御答弁申し上げましたけれども、関連産業については基準について一々認可をかけていくと、それから新しくたゞいま問題になりました社会経済発展のいわゆる緊急避難的な貸し付けにつきましては、対象法人についてその性格を包括的に命令で定め、さらに個別具体的な法人について主務大臣の指定または認可によってこれをやるというのを考えております。中金の本来の性格が今般の改正で変わったというところは全然ございません。従来どおり、農林水産関係の協同組合の中核の金融機関としての役割りというものは従来と同じでございます。ただ外部経済との接点その他の問題については、多少融資範囲を広げたり、あるいは事務面において改善を加えておりますけれども、それは現在の系統金融に対する組合員の要請その他、非常に多様化した要請に基づくものでございまして、決して本来の性格を踏み出したものではないというふうには私は確信している次第でございます。

○工藤良平君 もう一つ、単協の問題について一ただけお聞きをしたいと思うのですが、農村の都市化によりまして、その資金の内容あるいは組合員の変質あるいは準組合員の増大、こういうようなことになって一般金融機関化しているという指摘がかなり出てきておるようでありますけれども、これは農業協同組合としての趣旨から申しましても問題が出てくるわけでありまして、こういう点については、農政審議会あたりも、かなり、たとえばそういうような場合にはもう信用組合にす

べきだとか、そういうようなことが意見として若干出されてきておるようでありますけれども、将来の問題としてこれらの問題がいずれ大きな問題になると思われるわけでも、その点に対する考え方をお聞きをいたしておきたいと思つております。

○政府委員(内村良英君) 最近の都市化の進展によりまして、非常に都市化が進んでいる地帯ではその地域の農協が農協らしからざる農協になっているものもございまして、それがいわゆる都市農協のほうの問題でございます。で、そういう都市農協は、農業がどんどん縮小していくわけでございますから、農業面に対する貸し出しは当然縮小する。そこで地域の商工業者あるいはサラリーマンが準組合員ということで、組合に参加いたしました、そういう人々に組合として組合員貸し付けをやっているというケースがあることも事実でございます。そういう状態になっている農協は、すでに農協ではない。それはむしろ市街化信用組合のほうに切りかえていくべきではないかという意見が一部にあることも私も承知しております。しかし、この問題はなかなかむずかしい問題でございます。というのは、今日まで農協として育ってきたという歴史を持っておりまして、それを都市農協であつて、と同時に、それを信用組合ないし信用金庫に切りかえるというふうな問題にも若干関係ないわけではございません。そこで、そういうことを踏まえて、一体こういう都市農協というものはどういふふうにしたらいいかということにつきましては、ことしから発足いたします農協制度検討会で検討をして、なるべくすみやかに結論を得たいと思つておりますが、これはなかなかむずかしい問題でございます。

○工藤良平君 大体これで終わりたいと思つていますが、たいへん最後のほうを集約してしまいましたので、若干混乱をしてみましたけれども、私一貫して申し上げてまいりましたことは、再三申し上げますように、農業には、農業としてのいろいろ不利な条件があるわけですが、それをかなえてやるためのやはり補完的な制度なり、それを強化をしていく対策が必要だ。農家に私は資金需要がいま非常に旺盛なものがあるけれども、潜在的にはかなり旺盛なものがあるだろう、こういうふうには判断できるわけでありまして、できるだけ借りやすいような条件を整えてやる。こういうことがやはり農林金融の基本でなければならぬと、このように私は思つておるわけでありまして、この点については、ぜひ農林省としても、より積極的なたゆまぬ努力というものを私は要請をいたしたい。

そういうことで、たいへん時間も長くなりましたけれども、最後にそういう点を申し上げて、この点は局長、政務次官のほうからひとつ決意のほどを御披露をいただきます。質問を終わりたい、このように思つております。

○政府委員(鈴木省吾君) 先ほどもちよつと御答弁を申し上げましたが、日本の農業自体からしても、一般の鉱工業等のような生産性の向上ということは必ずしもいふのでございまして、とりわけ日本の農業というものは、土地条件その他歴史的な経済的な制約がございまして、非常にそういう面では、生産性の向上あるいは構造改善というものが早急に行なうべき状態にはないわけでございます。したがって、それに対する農政のあり方というものは、先ほど来工藤さんから御指摘のあつたとおりだというふうな感じにございまして、そういう問題、それまた十分政策的に援助、応援をしたものでなければならぬということは、私も考えているわけでございます。しかし、現実の問題として、今日提案したような状態にございまして、けれども、これで十分だというふうには私も考えておりません。今後もお説のように努力をしてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○委員長(亀井善彰君) 四案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十四分散会

六月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願(第二八七九号)(第二八八〇号)(第二八八四号)(第二八九二号)(第二九〇八号)(第二九二七号)(第二九五二号)(第二九七三号)(第二九七四号)

一、造林の抜本策確立に関する請願(第二八八一号)(第二八八二号)(第二八八三号)(第二八九一号)(第二八九九号)(第二九〇〇号)(第二九〇五号)(第二九二八号)(第二九二九号)(第二九三〇号)(第二九三二号)(第二九四六号)(第二九四七号)(第二九四八号)(第二九四九号)(第二九五〇号)(第二九五五号)(第二九七六号)(第二九七七号)(第二九七八号)(第二九七九号)(第二九九〇号)(第二九九一号)
一、「林業振興に関する決議」の具体的実施に関する請願(第二九〇九号)(第二九五二号)

第二八七九号 昭和四十八年六月一日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 熊本県本渡市南新町九ノ二二天草 地域農業協同組合連合会会長 田代由紀男外三千七十八名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二八八〇号 昭和四十八年六月一日受理
オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 山口県吉敷郡秋穂町二、六〇六 吉田善治外四百八十五名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二八八四号 昭和四十八年六月一日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 徳島市不動西町一ノ五九七 烏光 秋好外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二八九二号 昭和四十八年六月二日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願(二通)
請願者 山口県萩市土原三七〇ノ一 山口県夏柑事業運営委員会内 藤田伝三郎外六百五十一名

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二九〇八号 昭和四十八年六月二日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 徳島市多良良町金谷三八 山岡進外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二九二七号 昭和四十八年六月四日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 徳島市多良良町金谷一〇二 浦崎新一外二十名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二九五二号 昭和四十八年六月五日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 徳島市多良良町金谷八三 分木豊吉外十六名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二九七三三号 昭和四十八年六月六日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願
請願者 徳島市多良良町金谷九〇 石田修

一外二十名
紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二九七四号 昭和四十八年六月六日受理

オレンジ及び果汁の輸入自由化阻止に関する請願(十八通)
請願者 福岡県八女市大字本村四二〇ノ一 八女市農業協同組合長 藤田貞一外一万五千六百三十七名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二五二二号と同じである。

第二八八一号 昭和四十八年六月一日受理

造林の抜本策確立に関する請願(三十八通)
請願者 長崎県西彼杵郡外海町大字神浦上 道徳郷二三神浦森林組合長 本浜久一外三十七名

紹介議員 初村権一郎君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二八八二号 昭和四十八年六月一日受理

造林の抜本策確立に関する請願
請願者 石川県石川郡河内村河内村森林組合長 宮道徳太郎 安田 隆明君

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二八八三号 昭和四十八年六月一日受理

造林の抜本策確立に関する請願(四通)
請願者 福岡県築上郡椎田町大字椎田椎田町森林組合長 横井嘉瑞外三名 米田 正文君

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二八九一号 昭和四十八年六月二日受理

造林の抜本策確立に関する請願
請願者 北海道旭川市六条通九丁目旭川市 森林組合長 水口栄

紹介議員 河口 陽一君
この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二八九九号 昭和四十八年六月二日受理

造林の抜本策確立に関する請願(二通)
請願者 福岡県京都郡勝山町大字中黒田七一ノ二勝山町森林組合長 向井日吉外一名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十八年六月二日受理

造林の抜本策確立に関する請願(六通)
請願者 福島県南会津郡檜枝岐村字下ノ原 八八〇檜枝岐村森林組合長 平野友吉外五名

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九〇五号 昭和四十八年六月二日受理

造林の抜本策確立に関する請願
請願者 栃木県芳賀郡市貝町大字多田羅部正男 一、六七五市貝町森林組合長 菊部正男 登君

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九二八号 昭和四十八年六月四日受理

造林の抜本策確立に関する請願(二十通)
請願者 北海道川上郡比布町比布町森林組合長 久保田信次郎外十九名

紹介議員 河口 陽一君

この請願の趣旨は、第二五二三号と同じである。

第二九二九号 昭和四十八年六月四日受理

造林の抜本策確立に関する請願(十五通)
請願者 岡山県英田郡東栗倉村大字中谷五五四東栗倉村森林組合長 井上良太郎外十四名

に、「第七級を第三級に」、「第八級を第四級に」、「第九級を第五級に」、「第十級を第六級に」、「第十一級を第七級に」、「第十二級を第八級に」、「第十三級を第九級に」、「第十四級を第十級に」、「第十五級を第十一級に」、「第十六級を第十二級に」、「第十七級を第十三級に」、「第十八級を第十四級に」、「第十九級を第十五級に」、「第二十級を第十六級に」、「第二十一級を第十七級に」、「第二十二級を第十八級に」、「第二十三級を第十九級に」、「第二十四級を第二十級に」、「第二十五級を第二十一級に」、「第二十六級を第二十二級に」、「第二十七級を第二十三級に」、「第二十八級を第二十四級に」、「第二十九級を第二十五級に」、「第三十級を第二十六級に」、「第三十一級を第二十七級に」、「第三十二級を第二十八級に」、「第三十三級を第二十九級に」、「第三十四級を第三十級に」を改める。

「第三十三級 一七〇、〇〇〇円
第三十四級 一八五、〇〇〇円
第三十九級 一七〇、〇〇〇円
第四十級 一八〇、〇〇〇円
第四十一級 一九〇、〇〇〇円
第四十二級 二〇〇、〇〇〇円
第四十三級 二一〇、〇〇〇円
第四十四級 二二〇、〇〇〇円
第四十九級 一七五、〇〇〇円
第五十級 一八五、〇〇〇円
第五十一級 一九五、〇〇〇円
第五十二級 二〇五、〇〇〇円
第五十三級 二一五、〇〇〇円
第五十四級 二二五、〇〇〇円
第五十九級 一七五、〇〇〇円
第六十級 一八五、〇〇〇円
第六十一級 一九五、〇〇〇円
第六十二級 二〇五、〇〇〇円
第六十三級 二一五、〇〇〇円
第六十四級 二二五、〇〇〇円

第二十一条の見出しを「最終標準給与」に改め、同条第一項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、「以前の組合員期間の三年間の各月」及び「の合算額の三十六分の一」を削り、同条第二項中前項の規定により算出した平均標準給与を「最終標準給与」に、「組合員期間」を「給付事由が生じた日の属する月以前の組合員期間の三年間」に、「その期間の総月数」を「三十六」に、「平均標準給与の月額とする」を「最終標準給与の月額とする」に改め、同条第三項を削る。

第二十二条中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第二十四条の見出し中「遺族給付」を「遺族年金」に改め、同条第一項中「遺族給付」を「遺族年金」に改め、「主として」を削り、同条第二項中「主として」を削る。

第二十五条を次のように改める。
(死亡一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲)
第二十五条 死亡一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。
一 組合員又は組合員であつた者の配偶者並びに子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生

級に、「第二十一級を第十七級に」、「第二十二級を第十八級に」、「第二十三級を第十九級に」、「第二十四級を第二十級に」、「第二十五級を第二十一級に」、「第二十六級を第二十二級に」、「第二十七級を第二十三級に」、「第二十八級を第二十四級に」、「第二十九級を第二十五級に」、「第三十級を第二十六級に」、「第三十一級を第二十七級に」、「第三十二級を第二十八級に」を改める。

計を維持していたもの
二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者
三 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの
前条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。
第二十六条第一項を次のように改める。
遺族給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。
一 遺族年金を受ける者の順位は、第二十四条第一項本文に規定する順序
二 死亡一時金又は年金者遺族一時金の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序
ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第二十八条中「第二十四条、第二十六条及び前条」を「第二十四条から前条まで」に改める。
第三十六条第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の四十」を「百分の六十」に、「十万円」を「四十八万円」に、「百分の七十」を「百分

の八十一」に改める。
第三十七条第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第三項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改める。
第三十七条の二第四項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第三十七条の三第三項第一号中「十一万四千円」を「二十九万六千円」に改め、同項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「千分の十」を「千分の十五」に改める。
第三十八条第二項第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第三十八条の二第一項及び第二項中「第五十条の二」を「第五十条」に改める。
第三十九条の二第二項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第二項中「その二十二年に達するまでの期間についてはそのこえる年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を、二十年をこえる期間については」を削り、「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第四十二条第四項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第五項第二号中「二十年以下」を削り、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第六項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第四十三条中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に、「百分の二十」を「百分の三十」に、「百分の十」を「百分の十五」に改める。
第四十四条第二項中「受けなくなり、又は死亡した場合は遺族年金を支給する場合を除く」を「受けなくなつた場合に」、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「第四項」を「次項」に改め、「又はその遺族」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項の規定」を「前項の規定」に、「第五十条の二」を「第五十条」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第五項を削る。
第四十五条第一項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。
第四十六条第一項第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の四十」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の八十」に改め、同項第三号中「十年以上」を「六月以上」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の十」を「百分の二十四」に、「百分の一」を「百分の二・四」に改め、同項第四号中「十年」を「六月」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の十」を「百分の二十四」に改め、同条第二項中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同条第三項第二号中「十一万五千二百円」を「四十二万三千円」に改める。

第四十九条の二中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の二十」を「百分の十二」に改める。
第五十条を削り、第五十条の二を第五十条とする。
第五十一条及び第五十二条を次のように改める。
(年金者遺族一時金)
第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、組合員又は組合員であつた者の遺族に、年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が職務上傷病により、組合員である間に、又は退職した後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
二 組合員期間が二十年以上である者が職務上傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。
三 組合員期間が六月以上二十年未満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が六月以上二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族が

第六十級 二二五、〇〇〇円
第六十一級 二三五、〇〇〇円
第六十二級 二四五、〇〇〇円
第六十三級 二五五、〇〇〇円
第六十四級 二六五、〇〇〇円
第六十九級 二二五、〇〇〇円
第七十級 二三五、〇〇〇円
第七十一級 二四五、〇〇〇円
第七十二級 二五五、〇〇〇円
第七十三級 二六五、〇〇〇円
第七十四級 二七五、〇〇〇円
第七十九級 二二五、〇〇〇円
第八十級 二三五、〇〇〇円
第八十一級 二四五、〇〇〇円
第八十二級 二五五、〇〇〇円
第八十三級 二六五、〇〇〇円
第八十四級 二七五、〇〇〇円

ないとき。

四 組合員期間が六月未満の者で職務による障害年金を受ける権利を有するものが職務上傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺族年金の額(同項第一号に該当する場合においては、第四十九条の二の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く)の七・五年分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の総額

第五十二条 削除

第五十三条に次の一項を加える。

2 組合は、前項に規定する事業のほか、年金である給付を受ける権利を有する者の福祉を増進するため、老人福祉施設その他必要な施設の設置及び運営の事業を行なうことができる。

第五十四条第四項を同条第七項とし、同条第三項中、「政令で定める範囲内において」を削り、同項の次に次の三項を加える。

4 前項の規定による標準給与の月額と給付に係る掛金との割合は、三年を一期とする期間内の給付に要する費用の予想額と当該期間内における給付に係る掛金及び第五十五条の二の規定による国の負担金の額の合計額とが均衡を保つことができるように定める。

5 当分の間、前二項の規定による標準給与の月額と給付に係る掛金との割合は、前項の規定にかかわらず、組合員の負担、給付に要する費用の見通し等について配慮し、必要な調整を行

なつて定められるものとする。

6 標準給与の月額と給付に係る掛金との割合は、少なくとも三年ごとに再計算されるものとする。

第五十五条第一項中「折半して」を、「それぞれ七分の二と七分の五の割合で」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(国の負担)

第五十五条の二 国は、給付に要する費用の百分の三十に相当する金額(第二十九条の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の三十に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額)を負担し、その金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。

第六十二条第一項を次のように改める。

国は、毎年度、予算の範囲内において、組合の事務に要する費用を補助することができる。

附則第六条の三中「及び第十九条から第二十条までを」、第二十条及び第二十一条に改める。

別表第一を次のように改める。

組合員期間	日 数
一年以上 二年未満	三五日
一年以上 三年未満	七〇日
一年以上 四年未満	一〇五日
一年以上 五年未満	一四〇日
一年以上 六年未満	一七五日
一年以上 七年未満	二一〇日
一年以上 八年未満	二五〇日
一年以上 九年未満	二九〇日
一年以上 一〇年未満	三三〇日
一年以上 一一年未満	三七〇日

一年以上 二年未満	四一〇日
一年以上 三年未満	四五〇日
一年以上 四年未満	四九〇日
一年以上 五年未満	五三〇日
一年以上 六年未満	五七〇日
一年以上 七年未満	六一五日
一年以上 八年未満	六六五日
一年以上 九年未満	七一五日
一年以上 一〇年未満	七七〇日

別表第二の中欄(中)「〇・八」を「一・〇」に、「〇・六」を「〇・九」に、「〇・四」を「〇・六」に改め、同表の中欄(中)「〇・五」を「〇・七五」に、「〇・四」を「〇・六」に、「〇・三」を「〇・四五」に改め、同表の下欄中「一八三、六〇〇円」を「五九七、〇〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「四八九、〇〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号中「新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与」を「新法第二十一条の規定の例により算定した最終標準給与」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 新法の最終標準給与の年額 新法第二十一条の規定による最終標準給与の月額の十倍に相当する額をいう。

附則第四条第七号を次のように改める。

七 新法の最終標準給与の月額 新法第二十一条の規定による最終標準給与の月額をいう。

附則第四条第九号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第十号中「更新組合員の

一年以上 二年未満	四一〇日
一年以上 三年未満	四五〇日
一年以上 四年未満	四九〇日
一年以上 五年未満	五三〇日
一年以上 六年未満	五七〇日
一年以上 七年未満	六一五日
一年以上 八年未満	六六五日
一年以上 九年未満	七一五日
一年以上 一〇年未満	七七〇日

平均標準給与の年額」の下に「(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)第一条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額をいう)を加え、(給与事由が生じた日の属する月における標準給与の月額の十二倍に相当する額をいう)を(農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法第二十一条第一項の規定による最終標準給与の年額をいう)に改める。

附則第六条第一項各号列記以外の部分中「十五万円」を「四十八万円」に、「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改め、同項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の二」を「百分の三」に改める。

附則第七条第二項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第四項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の七十」を「百分の八十一」に改める。

附則第九条第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同条第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十一条第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十二条第三項中「十一万四千元」を「三十九万六千元」に、「十三万四千四百円」を「四十六万八千元」に改める。

附則第十三条第一項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十五条第二項第一号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改め、同項第二号中「平均標準給与」を「最終標準給与」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項第四号及び同条第四項中「平均標準給与」を「最終標準給与」に改める。

附則第十六条第二項中「百分の五十」を「百分

の八十」に改める。
附則第十八条及び第十九条を次のように改める。

第十八条及び第十九条 削除

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四号第二号中「八年以内」を「昭和五十一年五月三十一日までの間」に改める。

附則第四十五号第一項及び第二項中「第五十条の二」を「第五十条」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第三条、附則第三条第一項及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがある場合を除き、第一条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「新法」という。)及び第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新三十九年改正法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(標準給与に関する経過措置)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法が施行日前にこの法律による改正前の農林漁業団体職員共済組合法(以下「旧法」という。)第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、新法第二十条第一項の規定の例による。

2 施行日前に旧法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、

施行日に職員となつたものとみなし、新法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

(年金の額の改正等に関する経過措置)

第四条 新法及び新三十九年改正法の規定中年金の額の改正に関する部分(最終標準給与に関する規定を含む)は、施行日前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金についても、施行日の属する月分以後適用する。

(掛金及び負担金に関する経過措置)

第五条 新法第五十四条から第五十五条の二までの規定は、施行日の属する月分以後の掛金及び負担金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 前四条に定めるもののほか、新法及び新三十九年改正法の施行に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

(年金額の自動改定措置)

第七条 農林漁業団体職員共済組合法による年金である給付については、政府は、政令で定めるところにより算定された農林漁業団体の役員及び職員(の年度平均の給与額(以下この項において「平均給与額」という。)が昭和四十七年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度九月以降の当該年金である給付の額を改定する措置を講じなければならない。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 昭和三十六年十一月一日前から引き続き農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合(以下この条において「組合」という。)の組合員又は任意継続組合員であつて、昭和四十四年十

一月一日からこの法律の公布の日の前日までの間に退職したもの又は農林漁業団体職員共済組合法第十七条第六項第三号から第五号までに規定する事由(以下この条において「任意資格喪失事由」という。)に該当したもの(その退職又は任意資格喪失事由に該当した場合に同法の規定による通算退職年金を受ける権利を有することとなつた女子以外の女子及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者を除く)については、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四号中「これらの規定の適用を受けることとなつた日」とあるのは、「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の公布の日」と読み替えて、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者が組合の組合員又は任意継続組合員となつて退職し、又は任意資格喪失事由に該当した場合において、農林漁業団体職員共済組合法の規定による退職年金又は障害年金を受ける権利を有することとなつたときは、同項の規定にかかわらず、その者は、第三条の規定による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十四条に規定する申出をすることができない。

3 第一項の規定の適用により同項に規定する者に農林漁業団体職員共済組合法第三十八条第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に第一項の退職(任意資格喪失事由に該当した場合を含む)に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

4 第一項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、この法律の公布の日の前日において消滅する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約十三億五千万円の見込みである。

昭和四十八年七月六日印刷

昭和四十八年七月七日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

H